くらし Network ネットワーク

■東川町役場	82－2111
■改善センター（公民館）	82－3200
■文化交流館	82－4245
■文化ギャラリー	82－4700
■B&G海洋センター	82－4600
■町立診療所	82－2101
■大雪消防組合東消防署	83－0119
■道草館	68－4777

11月の行事

1日 第32回農業委員会総会（後1時半、役場）
3日 第17回少年剣道東川大会（前8時45分、B&G海洋センター）
17日 東川町社会福祉大会（前9時、農村環境改善センター）
22日 町議会第4回臨時会（後1時半、議場）

人のうごき

（9月16～10月15日）（敬称略）

お誕生

生まれた子	父	母	行政区
安藤（あんどう） 柚季（ゆずき）	正幸	元美	5南区
渡辺（わたなべ） 寛（かん）	勝之	裕子	南町3丁目
千田（ちだ） 友翔（ゆうと）	幸彦	由美子	17区西町

おくやみ

亡き人	歳	届出人	行政区
小山 とみ	88歳	高橋 良夫	11区
吉 國明	61歳	吉 純子	北町3丁目
吉岡 克己	74歳	吉岡 政子	17区西町
石黒 達雄	73歳	石黒 善春	17区西町

ご結婚

松﨑 郁巳 ／ 藤原 さゆり	南町2丁目
中村 健一 ／ 杉沼 あさ子	南町2丁目
植村 康平 ／ 佐藤 幸子	西区
眞貝 知徳 ／ 高橋 しのぶ	西町2丁目

人口・世帯数　9月末日現在

人口／7,710人（前月比　3人）
男／3,682人（前月比▲　2人）
女／4,028人（前月比　5人）
世帯数／3,119戸（前月比▲　2戸）
出生／7人
死亡／5人
転入／26人
転出／25人

11月30日は町税第3期の納期限です

税務住民課

町税（町道民税、固定資産税）は、町民皆さんが健康で快適な暮らしをしていただくための町づくりの根幹となる大切な自主財源です。私たち一人ひとりが豊かなまちづくりの主役として税金の公平な負担と貴重な自主財源の確保のため、納期限内の納付をお忘れないようご協力をお願いします。本年度の第3期の納期限は11月30日（金曜日）です。口座振り替えを利用されている方は、あらかじめ指定された預貯金口座の残高を確認いただき、口座振替ができるよう準備をしておきましょう。

納付が遅れると督促状が送付され、延滞金が掛かる場合もあり、滞納が続くと財産を調査し、差し押さえる場合もあります。

特別な事情があって、町税を納期限までに納付することが困難な場合は、必ず納付相談をしてください。納税猶予、分割納付や、事情によっては減免になる場合もあります。

延滞金の発生にご注意下さい

延滞金は、税（料）金が納期限後に納付された場合に、その納期限の翌日から納付された日までの日数に応じて、一定割合で徴収される金銭で、納期限内に納付した方との実質的な負担の公平と、納期内納付の促進を図るための制度の一環として設けられています。町では今年度から延滞金を徴収していますので、納期限までに納付を済まされるか、特別な事情があって町税を納期限までに納付することが困難な場合は、必ず納付相談をしてください。

○延滞金の算定方法

本来納めるべき額に、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて年14・6％（ただし納期限の翌日から1カ月を過ぎる日までは、年7・3％と「前年の11月30日における日本銀行法に規定する商業手形の割引率に4％を加えた割合」のいずれか低い方の割合を使用します。※平成19年は4・4％）を乗じた額となり1000円未満の端数を切り捨て1000円から徴収いたします。

お問い合わせは税務住民課収納係まで。☎82―2111（内線121・122）

滞納金発生の目安

滞納額	延滞金発生までの日数
10,000円	おおむね271日
20,000円	〃 146日
30,000円	〃 104日
40,000円	〃 84日
50,000円	〃 71日
100,000円	〃 46日

年末調整説明会を開きます

税務住民課税務係

年末調整事務の説明会を次の日程で開催します。当日は旭川東税務署職員が源泉徴収票など法定調書の書き方、扶養控除等の各種控除取り扱いの要点をお話いたします。

年末調整は、給与の支払いを受ける者一人ひとりの年税額を精算するものです。給与に課せられる税の決算となる大切な手続きです。事業を営まれている皆さまはぜひご出席ください。

日時 11月29日（木）午後3時から
場所 役場3階大会議室

中学校の外壁を補修しました

企画総務課政策室

町はこのほど、東川中学校の生徒玄関、体育館正面玄関、職員玄関の外壁を補修完了しました。

本年度電源立地地域対策交付金事業として実施しました。水力発電施設の立地地域、周辺地域の公共施設整備、住民福祉の向上に役立てる事業に対して交付されているものです。

小集落内道路の除雪支援交付金をご活用ください

都市建設課管理係

町は冬期間の除雪費用負担軽減のため交付金制度を定めています。町の除雪サービスが受けられない共同利用の私道除雪費を負担軽減していただくものです。

交付金額は、1シーズン1戸当り1万円です（1戸当たりの平均道路延長が50㍍以上の場合、延長1㍍当たり200円で算出した金額）。

対象道路は、次の条件すべてに該当することが必要です。

①東川町民が住む1戸建住宅が道路沿線に2戸以上あること。

②道路敷地が土地登記によって他の敷地と明確に区分されていること。

③道路敷地の所有者は居住者以外か、住所を別にする複数の所有であること。

申請の受け付けは11月1日から同月30日まで。別に詳細事項がございます。事前に☎82―2111（内線232）都市建設課管理係までお問い合わせください。

年末調整・確定申告には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付を忘れずに

保健福祉課保険年金係

平成17年から年末調整・確定申告の時に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が義務付けられています。

平成19年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、社会保険庁から11月上旬（または平成20年2月上旬）に送付されてきますので、申告に使用されるまで大切に保管してください。

11月送付の証明内容は、本年1月から9月末日までに納付された保険料額と、年内に納付が見込まれる納付見込額が記載されています。また、10月から年内までに初めて保険料を納付した方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

国民年金保険料を被保険者本人以外の世帯主又は配偶者が納付した場合は、納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際に納付した方の社会保険料の額と合算して申告してください。その際には納付した国民年金保険料の証明書も申告する方の申告書に添付する必要があります。

控除証明書が届かない場合や再発行を希望する場合は、控除証明書専用ダイヤル（0570―00―9911）か、旭川社会保険事務所へお問い合わせください。

旭川社会保険事務所は☎26―4481　保健福祉課保険年金係は☎82―2111（内線123）

在宅の精神障がいの方に交通費を助成しています

保健福祉課社会福祉係

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、公共交通機関を利用して旭川市内や近郊町村の精神障害者地域活動支援センターなどに通う場合、交通費の一部を助成しています。

金額は、交通費負担月額の2分の1以内の額を限度とします。助成には申請が必要です。詳しくは保健福祉課社会福祉係☎82―2111（内線501）まで。

「栄養教室」で健康回復

保健福祉課

身近な材料を使って、調理実習を行います。「自分の健康は自分で守る」を柱に健康の大切さを考えてみましょう。

「おいしい」といって食べ過ぎていませんか？　「運動不足なんだけれど…」と思っていませんか？　生活習慣病が年々増加しています。バランス・味付けなどを自分の舌で感じながら、健康を維持できる食事や食生活の見直しを考えましょう（栄養教室は希望する方のみ食生活改善推進員となる単位を取ることができます）。

対象 町民ならどなたでも
日時 11月21日（水）午前10時～午後零時半ころまで
場所 保健福祉センター
内容 講話「食べて防ごう生活習慣病（肥満）」、調理実習と試食。希望者には体脂肪測定
持ち物 筆記道具・エプロン・三角巾（食材料の1部として100円自己負担）
お申し込み・お問い合わせ 役場栄養士まで☎82―2111（内線504）

「元気っ子クッキング」にご参加どうぞ

保健福祉課

子どもの成長に食べ物はとても大切です。親子で料理をしましょう。苦手な食べものもおいしく食べてくれるようになりますよ。楽しく簡単にできる料理を一緒に作りましょう。

対象 おおむね2歳半以上の幼児とお母さん（お父さんも大歓迎です）
日時 11月8日（木）午前10時～正午ころまで
場所 保健福祉センター
内容 「野菜いっぱいクッキング」
調理実習、試食とミニ講話
持ち物 筆記道具・エプロン（親子とも）・三角巾
お申し込み・お問い合わせ 保健福祉課栄養士☎82―2111（内線504）

「ヘルスサポーター養成講座」を開きます

東川町食生活改善協議会

「自分の健康は自分の手で」を合い言葉に活動しています。健やかで心豊かな生活が送れるよう一緒に活動しませんか？「自分の体を今一度見直し、問題点をしっかり定着させる人」を養成する講座を開講します。町民の方ならどなたでも参加できます。たくさんの方の参加をお待ちしています。

日時 11月16日（金）午前10時～午後2時ころまで
場所 保健福祉センター
内容 講話、調理実習、軽運動
持ち物 筆記道具、エプロン、三角巾（食材料の1部として100円の自己負担）。運動しやすい靴、服装で
お申し込み・お問い合わせ 保健福祉課栄養士☎82―2111（内線504）。場合によっては託児もご相談にのります（お早めにご連絡ください）。